

# 家畜衛生だより



令和4年度第23号（鳥） 令和4年10月発行

南部家畜防疫協議会  
（公社）千葉県畜産協会  
千葉県南部家畜保健衛生所  
〒296-0033 鴨川市八色52  
電話 04(7092)2304  
FAX 04(7092)1434

嚴重  
警戒

## 全国各地の野鳥で 高病原性鳥インフルエンザが確認されています！

9月下旬以降、全国各地で死亡野鳥や野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5）が検出されています。

飼養衛生管理の見直し・再徹底、消石灰散布等を実施し、ウイルスの侵入および本病の発生に対する警戒をお願いいたします。

### 野鳥での確認状況（R4.9月～）

回収日	回収場所	検体	遺伝子検査
1 例目（9/25）	神奈川県 伊勢原市	ハヤブサ（死亡野鳥）	H5N1（高病原性）
2 例目（10/4）	宮城県 栗原市	マガン（死亡野鳥）	H5N1（高病原性）
3 例目（10/11）	福井県 南越前町	ハヤブサ（死亡野鳥）	H5亜型（高病原性）
4 例目（10/8）	北海道 別海町	野鳥糞便（ガンカモ類）	H5亜型（高病原性）
5 例目（10/14）	宮城県 栗原市	マガン（死亡野鳥）	H5亜型（高病原性）
6 例目（10/16）	新潟県 新潟市	ハヤブサ（衰弱野鳥）	H5亜型（高病原性）

### 伝染病の侵入・まん延を防ぐために

- ☑衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ☑衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ☑衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ☑家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ☑家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ☑野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ☑ねずみ及び害虫の駆除



### 野生動物侵入対策

- ☑野生動物を誘因するような餌が農場内にこぼれていないか確認！
- ☑農場周辺の物の整理や草刈り等、野生動物が隠れられる場所を減らす



**家きんに異常があった場合は、  
速やかに家畜保健衛生所に通報してください！**

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

制限区域の設定について <<続発等のない場合>>

近隣の農場で鳥インフルエンザが発生した場合、「生きている家きんや家きんの卵 ※1、死体、排せつ物等」、及び「農場から出る敷料・飼料・飼養器具」の移動・搬出が制限されます。

※1 GPセンター等ですでに処理されたものを除く

制限区域の概要	制限区域の種類 と 発生農場からの距離	
	移動制限区域 区域内を含め全ての移動禁止 (※2 関係施設も対象)	搬出制限区域 区域外への搬出禁止 (※3 農場のみ制限対象)
高病原性 (HPAI)	3 km	3～10 km
低病原性 (LPAI)	1 km	1～5 km

※2 養鶏関係施設：GPセンター・ふ化場・食鳥処理場の事業が停止される。

※3 養鶏関係施設の制限はない。

制限区域の解除 <<HPAIの場合>>

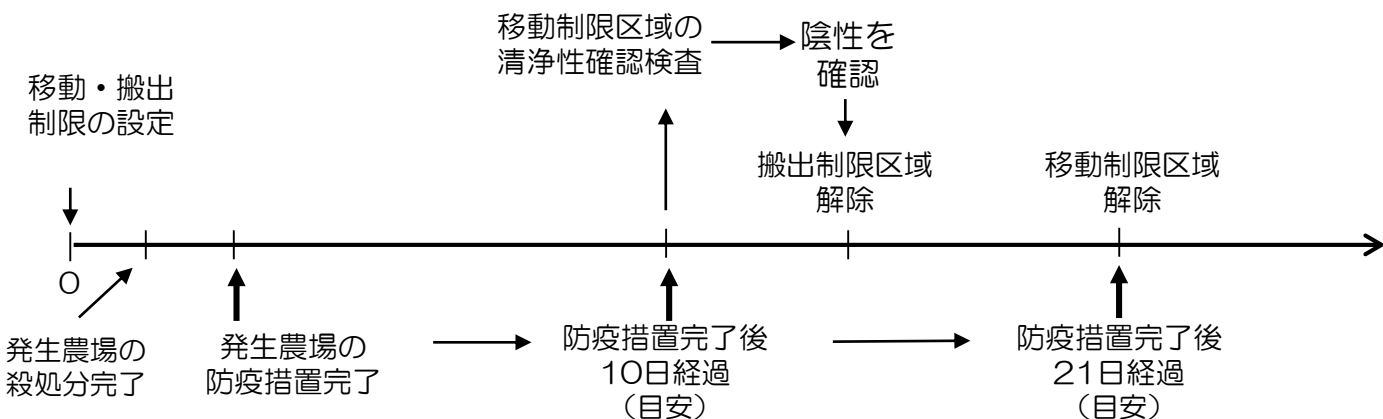
●移動制限区域

次の①②の両方を満たした場合、国と協議のうえ解除になります。

- ① 発生農場での防疫措置完了後、10日が経過した後に行う「清浄性確認検査」で全ての農場が陰性
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること

●搬出制限区域

上記①(移動制限区域内の清浄性確認検査で全て陰性)を満たした場合、国と協議のうえ解除になります。



- 図中の日数はあくまでも目安です。農場規模や周辺での発生状況、その他の状況により日数は異なります。
- なお、食用卵や家きんの出荷は、発生状況確認検査など、条件を満たしたうえで再開できます。
- 養鶏関係施設も、条件を満たしたうえで協議を経て再開となります。

注意